別添５１

裁判員及び補充裁判員の旧姓使用に関する事務処理手順

（R2.12.16 裁判員調整官）

1　手続の案内（担当部が担当）

時期：裁判員等選任手続期日終了後，評議室で説明を行う際

説明者：裁判官

説明内容：旧姓使用の申出ができること。

選任手続調書には戸籍上の姓で氏名が記載されるため，主な対象となるのは旅費請求書及び出頭証明書となること。

旧姓使用を希望する場合は，裁判員係において手続をしていただきたいこと。

本説明後，適宜休憩時間を取り，希望者は休憩時間又は評議室での説明終了後に，裁判員係において手続をするよう促す。また，後日申し出る場合も裁判員係において手続をすることになる旨案内する。

（申請から旧姓使用の許可までは３０分程度時間がかかる見込み）

2　申出があった場合（裁判員係が担当）

○裁判員等から旧姓使用の申出があった場合，裁判員係において別紙様式１の申出書用紙を交付する。申出当日に交付を求める証明書(＊)の申請がある場合は，あわせて申請を受け付ける。

＊　想定される書面：選任手続期日に出頭したことの証明書，裁判員等に選任されたことの証明書

○裁判員係は，申出書を受領する際に，記載された旧姓が本人の旧姓に間違いないことを口頭で確認して，その旨申出書に付記する。

○証明書の受領時刻等の希望があれば聴取し，証明書発行までしばらくお待ちいただく場合もある旨説明する。

○旧姓使用の申出とともに当日交付希望の証明書の申請があった場合は，改めて裁判員係窓口に来るよう本人に指示し，それ以外の場合は，希望する通知方

法（裁判員係窓口での通知又は電話での通知）を聴取する。

○申出書に受理印を押捺し，文書管理システムにより文書を受理する。担当部において処理すべき証明申請書は，裁判員係から担当部へ送付する。

3　決裁手続（裁判員係が担当）

○裁判員係において，文書管理システムを利用して刑事所長代行までの決裁を起案し，速やかに決裁を受ける。

4　本人への通知（裁判員係が担当）

○裁判員係は，本人に対して，旧姓使用が認められたこと及び旧姓使用開始日を口頭又は電話で通知する。当日交付希望があった証明書については，裁判員係において交付する（担当部において作成した証明書を裁判員係において交付する。）。

○裁判員係において，旧姓使用開始日及び通知日を申出書に付記する。

○裁判員係は，担当部の主任書記官に対して，当該裁判員等について旧姓使用が認められた旨，使用する旧姓及び旧姓使用開始日を本人に通知した旨，連絡する。

5　旅費等の請求（担当部が担当）

旅費請求書の作成にあたっては，裁判員等に備考欄に①旧姓使用をしていること，②戸籍姓，③後日郵送される国庫金振込通知書の宛名に関する希望（旧姓，戸籍姓いずれで表示するか）を記載させる。

＊　③については，旧姓では郵便が届かない可能性もあるため，その確認をするもの。

6　裁判員裁判終了後の取扱い

旧姓使用の終期は，原則として裁判終了時となるため，当該裁判員等が担当する裁判員裁判が終了した後に証明書の交付等を求められた場合は，その取扱いについて裁判員係に照会をした上で対応する。

なお，旅費等にかかる国庫金振込通知書は，裁判員等からの申出に合わせて戸籍姓又は旧姓により送付する（送付手続は出納第一課が担当）。

7　文書の保存

裁判員係において，申出書を裁判終了時まで保管し，終局後その旨を申出書に付記して，保存に付す。

8　その他

裁判員及び補充裁判員に関する証明は，公判部において申請書の受理及び証明書の作成を担当するが，選任手続期日当日のみ，急を要することが予想されるため，裁判員係において申請書の受付及び証明書の交付に限って行う。

別添５１

（別紙様式第１）

令和　　年　　月　　日

旧姓使用申出書

東京地方裁判所長　殿

所　属　　東京地方裁判所
官　職　　裁判員・補充裁判員
氏　名　　　　　　　　　　　　印

下記のとおり旧姓を使用したいので，申し出ます。

記

1　使用する旧姓

（改姓後の戸籍上の氏※　　　　　　）

2　改姓年月日

昭和・平成・令和　　年　　月　　日

3　改姓事由

婚姻　・　養子縁組　・　（　　　　　　　　）

4　旧姓の使用開始希望日

令和　　年　　月　　日

※　選択式となっている部分は，該当する記載を○で囲んでください。

（担当者使用欄）

※　「改姓後の戸籍上の氏」欄には，改姓前に申出をする場合にのみ記載する。

令和　年　月　日　申出人から，上記１に記載した旧姓が本人の旧姓に間違いない旨聴取した。

（官職）　　　　　（氏名）　　　　　　印

旧姓使用が認められる旨通知した日　令和　　年　　月　　日

旧姓使用開始日　令和　　年　　月　　日

退任日等　　　令和　　年　　月　　日（終局，解任，　　　）